

地方分権改革の総括と展望について (参考)

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	平成5年6月 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第一次分権改革
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	平成6年2月 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定) ※地方分権の推進について記載	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)		
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	平成6年12月 地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定) 平成7年5月 地方分権推進法成立 7月 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔) ※平成8年12月 第1次勧告 ～ 平成10年11月 第5次勧告 平成13年6月最終報告	
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	平成10年5月 地方分権推進計画(閣議決定)	
小淵内閣 (H10. 7～H12. 4)	平成11年7月 地方分権一括法成立 平成12年4月 地方分権一括法施行 ⇒ 機関委任事務制度の廃止等	
森内閣 (H12. 4～H13. 4)		三位一体改革
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	平成13年7月 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) ※平成15年6月 三位一体の改革についての意見 平成14～17年6月 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇒ 国庫補助負担金改革 11月 政府・与党合意 税源移譲 地方交付税改革	
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	平成18年12月 地方分権改革推進法成立 平成19年4月 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎) ※平成20年5月 第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲 等) 平成20年12月 第2次勧告(出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し 等) 平成21年10月 第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化 等) 平成21年11月 第4次勧告(地方税財政 等)	第二次分権改革
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)		
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)		
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	平成21年11月 地域主権戦略会議設置(議長: 内閣総理大臣) 12月 地方分権改革推進計画(閣議決定)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	平成22年6月 地域主権戦略大綱(閣議決定) 平成23年4月 第1次一括法(義務付け・枠付けの見直し等)、国と地方の協議の場法等成立 8月 第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)		
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次)	平成25年3月 地方分権改革推進本部設置(本部長: 内閣総理大臣) 平成25年4月 地方分権改革有識者会議発足(座長: 神野直彦) 平成25年6月 第3次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	

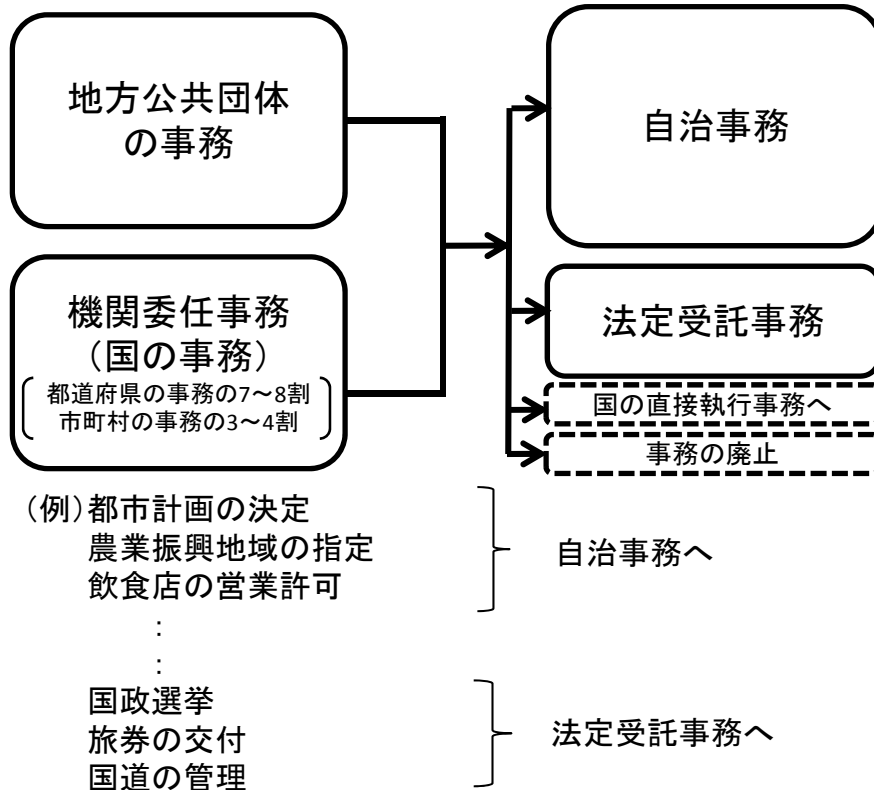
第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
・ 漁港修築事業に係る農水大臣の許可 → 届出

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

- (例)・国 → 都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・ 都道府県 → 市町村 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

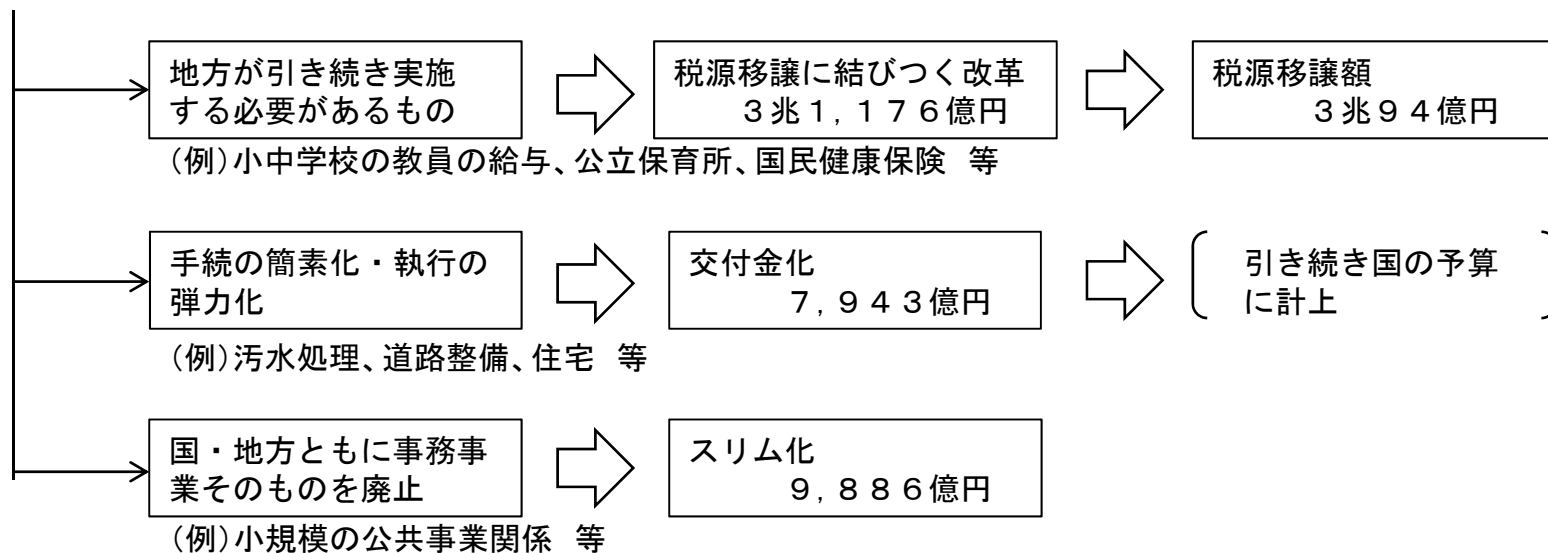
- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 △5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円

国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約△5.1兆円

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約△5.1兆円
- ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

義務付け・枠付けを見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（実施率74%）
従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を設定

(例) 施設・公物設置管理の基準	公営住宅の入居基準及び整備基準
	道路の構造の技術的基準
	保育所の設備及び運営に関する基準
職員等の資格・定数等	消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

①国から地方へ

平成21年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限等について、現在検討中（100項目）

(例) 看護師など各種資格者の養成施設の指定・監督（国 ⇒ 都道府県）
無料職業紹介（求人情報を地方公共団体に提供する取組の推進）
自家用有償旅客運送（国 ⇒ 希望する市町村を基本）

②都道府県から基礎自治体へ

第2次一括法及び第3次一括法等により、検討対象105項目のうち72項目について、都道府県から基礎自治体への権限移譲を実施（実施率69%）

(例) 未熟児の訪問指導（都道府県・保健所設置市 ⇒ 市町村）
地域地区の都市計画決定（都道府県 ⇒ 市町村）

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して施策を進めていくため、同法に基づき引き続き運営

(H25 開催実績) 1/25 平成25年度予算編成及び地方財政対策等
6/5 地方分権改革の取組、骨太の方針の策定等

地方分権改革の成果の例

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

- ① 条例の立案の自由度が高まり、立案過程において、住民、関係団体、事業者等の意見を反映できるようになった。
- ② 独自の基準を定める条例の制定・運用が可能となり、地域の課題を柔軟に解決できるようになった。
…公営住宅の入居基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準等で地域の実情に応じた独自基準が制定されている。

2. 事務・権限の移譲

- ① 住居に近い窓口へ一本化、処理期間の短縮、添付書類の省略など、申請等における住民の利便性が向上した。
…育成医療の支給認定における申請者の所得確認について、県では課税証明書を提出してもらっていたが、市では自ら申請者の所得を確認できるため、提出書類を削減できた。【障害者総合支援法】
- ② 地域に密着したきめ細やかな対応が可能になった。
…都道府県による立入検査は、対象となる店舗や商品が画一的になりがちだったが、各市に権限移譲したことにより、地域の実情に合った執行が可能となった。また、立入検査の実施件数及び商品数が増加した。【家庭用用品品質表示法・消費生活用製品安全法】
- ③ 従来は、ある行政分野の一部の事務しか担当していなかったが、権限移譲により、基礎自治体において当該分野の事務全体を一括して担当できるようになり、迅速で効果的な行政運営が可能になった。
…介護保険に係る指定居宅サービス事業者の指定権限等が中核市に移譲されたことによって、保険者である市が、介護保険の計画、要介護認定、事業所の指定、給付管理まで全体的な制度管理を行うことが可能になった。【介護保険法】
- ④ 施策の対象者の情報を把握できるようになり、十分な情報に基づき施策の企画・立案・推進が可能になった。
…これまで都道府県が実施していた未熟児訪問指導を市町村が行うことで、支援が必要な児童・母親と直接関わりを持つことができるようになった。【母子保健法】
- ⑤ 組織・人員などの観点で、国と地方、都道府県と市町村を通じた行政の効率化ができた。

地方に対する規制緩和の成果（例）

施設・公物の設置管理の基準は、従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることが可能に

公営住宅の入居基準

	従来の国の基準	法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
入居者の対象範囲 (原則15.8万円～25.9万円の階層)	以下の場合に限定 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者又は同居者に障害者等がいる場合 ・入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満 ・未就学児童がいる場合 	入居者の心身の状況・世帯構成、区域内の住宅事情等を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合	「中学生以下の児童がいる世帯」を追加【桜井市等】 「18歳未満の多子世帯(3人以上)」を追加【永平寺町等】 「中山間地域の市営住宅に入居する者」を追加【浜松市】

道路の構造に関する基準

	従来の国の基準	法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
歩道の幅員	ガードレールを含めて原則2.0m以上	政令で定める基準を参酌し、条例で定める基準	ガードレールを除き原則2.0m以上【京都府】
勾配	最大12%		1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【岐阜県】 最大17%まで引き上げることとし、急傾斜地における道路整備を促進【長崎市】

保育所の設備・運営に関する基準

	従来の国の基準		法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
1歳児の乳児 1人当たり面積	乳児室	1.65㎡以上	(待機児童が多い市町村の場合) 国で定める基準(乳児室1.65㎡以上、ほふく室3.3㎡以上)を標準として、条例で定める基準	3.3㎡以上【大阪市】
	ほふく室	3.3㎡以上		原則3.3㎡以上。ただし、待機児童の多い地域の保育所は1.65㎡以上。【大阪市】

都道府県から基礎自治体への権限移譲の成果（例）

住民に最も身近な行政主体である基礎自治体が創意工夫をこらして
事務を担えるよう、都道府県の実務権限を基礎自治体に移譲

くらしづくり

	従来	改正後	権限移譲の成果の具体例
介護保険の指定居宅サービス事業者の指定・勧告・命令	都道府県	指定都市 中核市 上記以外は 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○従来は、介護保険の保険者である市町村が保険給付の帳簿書類のチェックの際に事業者の設備や運営について問題事例を発見しても、事業所の指定・勧告・命令権限を有する都道府県に通報することしかできなかった。 ○平成24年の指定都市・中核市への権限移譲により、直ちに適切な指導や是正が可能となり、保険給付の適正化と介護サービスの適切な供給が図られた。
未熟児の訪問指導 ※身体の発育が未熟なまま出生した0歳児の保護者に対して保健師等が実施する訪問指導	都道府県 保健所設置市	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○平成6年の母子保健法改正により母子保健に関する事務（母子健康手帳交付、乳幼児健診等）の実施主体が原則として都道府県から市町村へと改められた中で、未熟児訪問指導は比較的専門性が高いことから都道府県に残された。 ○平成25年からこの事務が市町村に移譲されたことで、市町村が母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになり、保護者にとっても窓口が一元化された。

まちづくり

	従来	改正後	権限移譲の成果の具体例
三大都市圏の用途地域（商業地域・工業地域等）の都市計画決定 ※三大都市圏以外の市町村は従来から用途地域の都市計画決定権限あり。	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○平成10年の第一次地方分権改革において、用途地域に関する都市計画決定権限は三大都市圏を除き市町村へ移譲されたが、三大都市圏の市町村においては都道府県に残されていた。 ○平成24年の権限移譲により、従来は都道府県による画一的な用途地域の決定がなされていたが、市町村の将来像を踏まえて用途地域を決定できるようになった。（例：A県の基準では、幹線道路沿いの用地を用途地域として指定する幅は道路から25メートル又は50メートルの2択であったが、権限移譲により、B市は幅を30メートルと設定。）

学識経験者等 ヒアリング候補

※ 順不同

- **西尾 勝（公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長）**
行政改革推進本部地方分権部会本部専門員（H6）、地方分権推進委員会【諸井委員会：H7～13】委員
地方分権改革推進委員会【丹羽委員会：H19～22】委員長代理、第24～27、29次地方制度調査会委員、第30次地方制度調査会会長
- **岩崎 美紀子（筑波大学大学院人文社会科学研究科教授）**
行政改革推進本部地方分権部会本部専門員（H6）、地方分権改革推進会議【西室会議：H13～16】委員
第24～28、30次地方制度調査会委員
- **増田 寛也（野村総合研究所顧問）**
地方分権改革推進委員会【丹羽委員会：H19～22】委員長代理、元総務大臣・地方分権改革担当大臣（第1次安倍内閣、福田内閣）
- **谷 隆徳（日本経済新聞論説委員）**
- **田尻 佳史（認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター 常務理事・事務局長）**
共生社会づくり懇談会委員
- **地方六団体**

地方分権改革の成果の国民・地方へのPR

ホームページやSNSを活用したPR

1. 地方分権改革に関するホームページの再構築

以下の3点を柱とした分かりやすいホームページづくり

- ① 改革の成果を活かした地方公共団体の優良事例の紹介(地方公共団体のホームページとのリンクなど)
- ② 分権クローズアップコーナー(仮称)の開設:地方公共団体の独自性の高い取組について、その背景や実際の効果をインタビューや投稿形式で詳しく紹介
- ③ 地方分権改革関係資料のアーカイブ化(検索しやすいような情報整理)

2. Facebook、Twitter等による能動的な情報発信

- 上記ホームページの更新情報などを随時提供

3. 各地の地方分権改革の旗手のネットワーク化

- ① Facebook、Twitterなどを活用し、各地の取組・アイデアを双方向で日常的に情報交換できる場を提供
- ② 活躍する地方分権改革の旗手を掘り起こし、ネットワーク化

地方の現場におけるPR

1 地方分権改革有識者会議地方懇談会(仮称)

趣旨: 有識者会議議員が**直接地方公共団体サイドから意見聴取**することに重点を置きつつ、**自治体職員を啓発**。

時期: 中間取りまとめ～最終取りまとめ(来年1～3月)

開催回数: 2回程度(有識者会議議員4～5名ずつ)

開催場所: 地域的バランスに配慮しながら、希望する都道府県で実施。

主な対象者: 自治体職員

次第:(1)有識者会議議員から中間取りまとめに至る議論の説明、優良事例の紹介
(2)中間取りまとめに関するディスカッション

2 地方分権改革シンポジウム(仮称)

趣旨: **国民に対してわかりやすく地方分権改革の取組や成果を広くPR**する。各団体における一層の取組につながるよう、**先進的な地方公共団体の取組を共有**。

時期: 来年6～7月頃

開催回数: 1回(平成26年度) 開催場所: 東京

主な対象者: 一般国民・地方公共団体・関係団体

次第:(1)地方分権改革担当大臣あいさつ
(2)有識者による基調講演
(3)先進的な自治体から具体的な取組のプレゼンテーション、優良事例紹介
(4)パネルディスカッション、質疑応答